参考資料２

水第 621-2 号

令和８年（2026 年）５月 25 日

小田原市卸売市場審議会

会長　中川　雄二　様

小田原市長　加藤　憲一

諮問書

次の事項について、小田原市卸売市場審議会規則第２条の規定に基づき諮問いたします。

１　諮問事項

小田原市公設地方卸売市場条例施行規則に規定する委託手数料の率（水産市場）の改定ついて

２　諮問趣旨

小田原市公設地方卸売市場条例（以下「条例」という。）及び条例施行規則で規定されている水産市場の委託手数料の率については、昭和 47 年の施行以来、一度も見直しが行われていません。

今後、市場関係者へのサービス向上のためには、人手や資材不足の解消に向けた取り組みが必要であり、昨今の物価高騰や不安定な世界情勢など、経済の先行きに不透明感が増している状況を踏まえると、持続可能な市場運営を図るうえで、委託手数料の率の見直しが急務です。

このことから、条例施行規則に定められた委託手数料の率の改正について貴審議会にご意見を求めるものです。

事務担当　水産海浜課　海岸漁港係

電話番号　0465-22-9227